

平成31年1月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	平成31年1月25日(金)午後3時30分	
会議場所	阿見町役場 第302会議室	
出席委員	出席者 教育長 湯原正人 委員 田邊勉 委員 中島雅己 委員 岡田治美 委員 立原秀一	欠席者
委員以外の出席者	教育次長 学校教育課長 指導室長 生涯学習課長兼中央公民館長 給食センター所長 学校教育課長補佐 学校教育課主事	
議題	議案第1号 平成30年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について 議案第2号 就学援助費(入学準備金)交付の認定について 議案第3号 阿見町いきいき学校保健委員会設置規則の一部を改正する規則について 議案第4号 阿見町立学校管理規則の一部を改正する規則について 平成31年1月教育業務報告及び平成31年2月教育業務予定	
傍聴者	なし	
議 事 概 要		
教育長	阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより、1月教育委員会定例会を開会します。	
委員	まず、会議録の確認ですが、12月の教育委員会定例会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。	
教育長	異議なし。	
教育長	次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、田邊委員を指名します。	
事務局	次に、審議事項に入ります。	
事務局	それでは、議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。	
事務局	○議案第1号 平成30年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について 別紙資料を参照してください。個人情報となりますので、資料は回収させていただきます。要保護及び準要保護児童生徒の認定については、阿見町就学援助規則により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する制度です。今回は平成30年度の追加認定分と	

	<p>なり、準要保護児童生徒が1名、不認定者が2名となります。また、不認定の理由は、収入が就学援助の基準を上回るためです。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第1号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
	<p>それでは、議案第1号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第1号については承認されました。</p> <p>次に、議案第2号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第2号 就学援助費（入学準備金）交付の認定について</p> <p>別紙資料を参照してください。個人情報となりますので、資料は回収させていただきます。就学援助費の入学準備金交付の認定については、阿見町就学援助規則により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する制度です。</p> <p>今回は、これまで児童・生徒が各学校に入学してから交付していた新入学児童生徒学用品費を、入学前に交付する制度となります。</p> <p>全部で22件の申請があり、17件が認定となりました。また、不認定の理由は、4件につきましては収入が就学援助の基準を上回るためです。残りの1件は、納付実績がないためです。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第2号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>就学援助費の認定基準がありますが、この基準については周知しているのですか。</p>
事務局	<p>教育委員会から各学校に文書を配付し、その上で、基準に該当すると思われる保護者の方が申請を行っています。</p>
事務局	<p>世帯の人員や諸手当の状況等により、認定の可否が異なります。これにより、申請していただいた方の中でも不認定になる方がいらっしゃいます。</p> <p>先程も事務局から説明させていただきましたが、通常、新入学児童生徒学用品費は、お子様が入学された後に申請していただきます。このため、入学準備金が必要な時に支給できない状況でした。</p> <p>これを受けて、入学準備金を入学前に支給するために、今回は平成29年度の収入を基にして申請していただき、認定の可否を判断しています。このため、従来通りお子様が入学後に申請していただいた場合、平成30年度の収入を基に判断するので、今回、不認定になった方でも認定になる可能性が</p>

教育長	<p>あります。ただし、この場合はお子様の入学後に支給することになります。</p> <p>それでは、議案第2号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第2号については承認されました。</p> <p>次に、議案第3号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第3号 阿見町いきいき学校保健委員会設置規則の一部を改正する規則について</p> <p>資料の3～4ページをご覧ください。平成20年6月18日に、学校保健法等の一部を改正する法律が制定され、平成21年4月1日から施行されました。その中で、学校保健法という名称が学校保健安全法に改正されましたので、阿見町いきいき学校保健委員会設置規則の学校保健法という文言を学校保健安全法に改めます。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第3号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>それでは、議案第3号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第3号については承認されました。</p> <p>次に、議案第4号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第4号 阿見町立学校管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>資料の5～11ページをご覧ください。また、別紙資料をご覧ください。先程も説明した学校保健安全法の改正の中で、伝染病という文言が感染症に改められました。これに伴い、阿見町立学校管理規則の文言を改正します。性行不良による出席停止の内容につきましては、阿見町立学校児童生徒の問題行動に対する出席停止の手続きに関する規則に基づき、文言等を改正します。デジタル教科書に関する内容につきましては、平成30年6月1日に学校教育法等の一部を改正する法律が制定され、平成31年4月1日から施行される予定です。その中で、デジタル教科書の使用に関する内容が追加となりましたので、阿見町立学校管理規則にもその内容を追加いたします。ただし、デジタル教科書の導入につきましては、紙の教科書と異なり、無</p>

	<p>料配付されるものではないので、保護者の経済的な負担等も考慮しながら検討を進めていきたいと考えています。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第4号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>感染症による出席停止の文言と性行不良による出席停止の文言を比べた時に、性行不良による出席停止の方が感染症による出席停止よりも多く発生している印象を受けましたが、実際はどのようなのですか。</p>
教育長	<p>これまでに、性行不良により出席停止になった事例はほとんどないです。</p>
事務局	<p>今ご質問があった件について補足いたします。阿見町立学校管理規則の第8条では、感染症による出席停止と性行不良による出席停止について規定しています。その中で、感染症による出席停止については第1項と第2項で規定し、性行不良による出席停止については第3項と第4項で規定しています。</p> <p>それぞれの文言を比べると、性行不良による出席停止が多く発生しているように感じるかもしれませんが、あくまで、それぞれの出席停止の場合の手続きについて並列に規定したものであり、どちらの事例が多く発生しているかは関係ありません。</p> <p>また、性行不良による出席停止に関する内容につきましては、改正前は「教育長に報告する」と規定されています。しかし、阿見町立学校児童生徒の問題行動に対する出席停止の手続きに関する規則では、出席停止は「命令」するものと規定されているため、文言と条項の体裁を改めます。</p> <p>なお、阿見町立学校児童生徒の問題行動に対する出席停止の手続きに関する規則は、性行不良による出席停止について定めたものなので、感染症による出席停止について定めた内容には反映されません。その結果、感染症による出席停止は従来どおり「指示する」と規定し、性行不良による出席停止は「命令する」と規定しました。</p>
委員	<p>デジタル教科書について伺いたいのですが、デジタル教科書は副読本等と同じ扱いなのですか。</p>
事務局	<p>これまで、デジタル教科書は副教材という扱いでした。しかし、学校教育法等の一部を改正する法律により、平成31年4月1日からは、副教材としてだけでなく、紙の教科書の代わりにデジタル教科書を使用して、一部の単元を学習することも可能となります。ただし、紙の教科書を基本として、デジタル教科書を併用する形になります。</p> <p>また、デジタル教科書は、紙の教科書の内容を電子データにしたものを指します。現在、町内の学校では、特定の教科等でデジタル教科書等の電子媒体の教材を使用することがありますが、これらはデジタル教材という扱いになり、副教材や補助教材に該当します。</p>
委員	<p>第12条に教材の届出に関する内容がありますが、現在、学校で使用しているデジタル教材等を使用する場合に、届出が必要になるということですか。</p>

事務局	<p>教科書等と併せて継続的に使用する副読本等の教材がある場合、第12条の規定に基づき届出が必要になります。ただし、デジタル教材等を含め、これらの教材の届出は、現行の『教材届出書』という様式で行います。</p> <p>また、デジタル教科書を使用する場合は、今回追加となる第10条の2の規定に基づき、使用の1か月前までに『デジタル教科書使用承認申請書』により、教育長の承認を受ける必要があります。</p> <p>デジタル教科書の使用とデジタル教材等の教材の使用については、それぞれ異なる手続きが必要になります。</p>
委員	<p>デジタル教科書の使用についてですが、デジタル教科書の使用の可否は、保護者の経済的負担等を考慮して校長が決定すると規定されています。しかし、第10条の2の規定により、デジタル教科書を使用する場合は、使用の1か月前までに教育長の承認を受ける必要があります。</p> <p>条文だけを見ると、デジタル教科書の選定や購入までを校長先生の責任の下で行い、その後、教育長に承認申請の手続きを行うようにも見えます。この場合、デジタル教科書を購入しても、教育長の承認が得られず、購入したデジタル教科書を使用できない事態も想定されると思います。なので、少し文言を見直すと良いのではないかと思います。</p>
事務局	<p>今のご指摘についてですが、デジタル教科書の使用については、文部科学省の通知では、校長の責任の下で「判断する」こととなると規定されています。これを受けて、町の規則の改正案では校長が「決定する」と規定されています。</p> <p>これにより、先程ご指摘いただいた事態も想定される内容になりました。正式な手続きの流れとしては、デジタル教科書の使用や内容の判断を行い、教育長の承認を受けた上で購入等を行うようになります。</p> <p>このような事務手続きの流れが明確になるように、「決定」という文言を「選定」や「判断」等に修正いたします。</p>
委員	<p>各学校で使用するデジタル教科書は、紙の教科書と同じ内容のデジタル教科書を使用する必要があるため、「選定」という文言は適切ではないと思います。</p>
事務局	<p>それでは、デジタル教科書の使用について規定している第9条の2の第1項と第2項の「決定」という文言を「判断」に修正させていただきます。</p>
委員	<p>先程の説明でもありましたが、阿見町でのデジタル教科書の導入はまだ先ですが、導入が決まった時のために、法令を整備するという点でよろしいですか。</p>
事務局	<p>その通りです。今後、導入については検討していきます。</p>
教育長	<p>それでは、議案第4号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>

委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第4号については承認されました。
事務局	次に、1月の教育業務報告及び2月の教育業務予定を事務局からお願いいたします。
事務局	<p>○平成31年1月教育業務報告</p> <p>4日御用始め、教育委員会定例管理職会、7日管内市町村教育長会議、8日三学期始業式、町学校長会、9日保護者面会、管内教育長説明会、町教頭会、町臨時校長会、10日社会教育指導員定例会、人事関係会議、11日議員面会、舟島小来庁、平成31年新春の集い、12日平成31年消防出初式、13日第71回阿見町成人式典、15日町教務主任会、17日評価面談、18日評価面談、19日新春お好み演芸会、21日庁議、22日阿見アスリートクラブ理事長面会、竹来中来庁、23日人事面接、25日総合計画策定協議会、町校長会、教育委員会定例会、29日稲北支部来庁、30日町教頭会</p> <p>○平成31年2月教育業務予定</p> <p>1日教育委員会定例管理職会、町教務主任会、町臨時校長会、2日アスレック駅伝フェスタ、阿見町社会福祉大会、町PTA連絡協議会懇親会、4日人事面接、5日東京電力福島第一原子力発電所視察、7日学校保健委員会、8日議会全員協議会、議会臨時会、10日朝日中学校創立記念日、14日人事面接、15日町校長会、22日保幼小接続のための研修会、25日教育委員会定例会(予定)、26日国体庁内推進本部会、共同実施協議会、27日町教頭会、28日社会教育会</p>
教育長	ただいま事務局より、1月の教育業務報告及び2月の教育業務予定について説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
委員	1月13日の成人式典についてですが、国歌斉唱の際に前奏がなく、歌い出しが分かりにくかったので、前奏がないというアナウンスを行う等の対応があると良いと思います。
事務局	現在、指揮者を設けたり、アナウンスをしたりする等の対応を検討中です。先導して歌う人を設けることも考えています。
教育長	それでは、その他連絡事項について説明をお願いいたします。
事務局	その他連絡事項について説明いたします。 (その他連絡事項については下記記載のとおり)
教育長	ありがとうございました。その他ございませんか。

事務局	<p>今年のゴールデンウィーク期間中の公民館・ふれあいセンターの開館日についてお知らせいたします。</p> <p>今年は天皇の退位・即位の関係で、4月30日、5月1日、5月2日が祝日となります。これにより、本来であれば4月29日から5月7日までの9日間が休館日となります。</p> <p>しかし、9日間の休館は公民館・ふれあいセンターの利用者に大きな影響を与えてしまうため、5月2日と5月7日の2日間を開館日としました。よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。その他ございませんか。</p>
事務局	<p>各小中学校の平成30年度の卒業式と平成31年度の入学式の日程についてお知らせいたします。</p> <p>卒業式については、中学校が3月13日の水曜日、小学校が3月18日の月曜日に行われます。</p> <p>入学式については、中学校が4月10日の水曜日、小学校が4月9日の火曜日に行われます。</p> <p>例年通り、教育委員の皆様からお祝いの言葉をいただく予定ですので、詳細な内容が決まり次第、ご連絡いたします。また、何かありましたらご連絡ください。よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。その他ございませんか。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。</p>
<p>そ の 他 連 絡 事 項 等</p>	
事務局	<p>○次回の教育委員会 平成31年2月25日（月）午後3時30分</p> <p>○教育委員会事務局の各担当部署からの報告連絡 （報告連絡内容については記載省略）</p>
閉会	<p>午後 4：55</p>